

給水装置工事施行要領

(令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂)

新旧対照表

上里町上下水道課

現 行		改 訂		備 考					
頁	事 項	頁	事 項						
5-29 表	表5-3-4 工事記録写真撮影[道路内工事]	5-29 表	表5-3-4 工事記録写真撮影[道路内工事]	・追加					
	<table border="1"> <tr> <td>配管工</td> <td>接合工</td> <td>インコア取付け状況</td> <td>全ての取付箇所</td> </tr> </table>		配管工		接合工	インコア取付け状況	全ての取付箇所	<table border="1"> <tr> <td>配管工</td> <td>接合工</td> <td>インコア取付け状況</td> <td>全ての取付箇所 (民地内含む)</td> </tr> </table>	配管工
配管工	接合工	インコア取付け状況	全ての取付箇所						
配管工	接合工	インコア取付け状況	全ての取付箇所 (民地内含む)						

現 行		改 訂		備 考
頁	事 項	頁	事 項	
5-32 下段	<p>5・1 給水引込み編</p> <p>◆複数の区画に一方から引込みしたい場合は？</p> <p>説明：分筆による旗竿区画にして下さい。(図5-5-2)</p> <p>◆その場合量水器の設置場所はどこにすればよいのか？</p> <p>説明：官民境界から1.0m程度離れた箇所に設置して下さい。</p>	5-32 下段	<p>5・1 給水引込み編</p> <p>◆複数の区画に一方から引込みしたい場合は？</p> <p>説明：分筆による旗竿区画にして下さい。(図5-5-2)</p> <p>◆その場合量水器の設置場所はどこにすればよいのか？</p> <p>説明：官民境界から1.0m程度離れた箇所に設置して下さい。ただし、車両等が乗り上げてしまう場合は、延長10m程度であれば建物側に設置可能です。</p>	・追加

現 行		改 訂		備 考
頁	事 項	頁	事 項	
5-33 上段	<p>5・1 給水引込み編</p> <p>◆申請区画にHIVPが引き込まれているが、その後埋設する場合の管種は？</p> <p>説明：既設引込管種と同じにしてください。</p> <p>◆母屋に引き込まれている給水管のメーターの手前から分岐してよいのか？</p> <p>説明：原則、本管からの分岐になります。ただし、分岐引用承諾が整えば、その限りではない。（「5-16 ③分岐引用承諾」参照）</p>	5-33 上段	<p>5・1 給水引込み編</p> <p>◆申請区画にHIVPが引き込まれているが、その既設管から布設する場合の管種は？</p> <p>説明：既設管と同じ管種か、PP管で布設可能です。</p> <p>◆敷地内に別途で加入予定だが、母屋に引き込まれている給水管のメーターの手前から分岐してよいのか？</p> <p>説明：原則、本管からの分岐になります。ただし、分岐引用承諾等の条件が整えば、その限りではない。（「5-16 ③分岐引用承諾」又は「親子関係の加入金取り扱い」参照）</p>	・変更

現 行		改 訂		備 考
頁	事 項	頁	事 項	
5-34 下段	5・1 給水引込み編	5-34 下段	<p>5・1 給水引込み編</p> <p>◆申請地に給水を引き込みたいが前面道路に配水管が無く、直近の配水管から布設すると膨大な費用が掛かる。土地使用の承諾があれば隣地等を介して布設可能か？</p> <p>説明：原則としては通常どおり道路を介して布設していただきたいが、やむを得ない場合は「越境を伴う給水管布設の取り扱い」のとおり。</p> <p>◆上記の条件下にて、隣地の給水装置から道路内又は敷地内での一次側分岐は可能か？</p> <p>説明：「越境を伴う給水管布設の取り扱い」の条件に加え、分岐引用承諾も併せて必要になります。ただし、敷地内での分岐は給水装置の管理に支障をきたす恐れがあるため許可できません。</p>	・追加

現 行		改 訂		備 考
頁	事 項	頁	事 項	
5-35 中段	<p>5・3 給水加入編</p> <p>【1画地の定義】</p> <p>原則、1筆を1画地とするが、2筆以上の土地にまたがり、かつ所有者が異なっている場でも現況が一体化利用している場合は1画地とする。ただし、工作物や生垣等で分割され人が行き来できない場合は除く。</p>	5-35 中段	<p>5・3 給水加入編</p> <p>【1画地の定義】</p> <p>原則、1筆を1画地とするが、同一の所有者が有する2筆以上の土地にまたがって一体化利用している場合は1画地とする。ただし、工作物や生垣等で分割され人が行き来できない場合は除く。</p>	・変更

現 行		改 訂		備 考
頁	事 項	頁	事 項	
V-21	2. 分譲住宅等の建設予定地などで分筆される土地に加入権利が存在する場合 ③ 該当地に複数の加入権利が存在し… ④ 加入金充当において差額が生じた場合… ⑤ ③の適用を受けようとする場合は…	V-21	2. 分譲住宅等の建設予定地などで分筆される土地に加入権利が存在する場合 ③ 該当地に複数の加入権利が存在し… ④ 該当地に加入権利が存在し、既存を減径且つ複数件加入する場合、減径後の加入金及び新規加入件数分の加入金から既存口径分の加入金を差し引いた金額を納入するものとする。詳細は③と同様。 ⑤ 加入金充当において差額が生じた場合… ⑥ ③、④の適用を受けようとする場合は…	・追加 ・変更

4. 共同住宅の建替・給水方法の変更の場合

①親メーターだけで受水槽以下個々に加入権利がない場合

ア. 現在、親メーターφ25に加入し、6戸に給水している。
これを6戸それぞれφ13に加入する場合。

新規引き込み口径 φ13×6 130,000円×6= 780,000円
 既設親メーター口径 φ25×1 590,000円
 190,000円

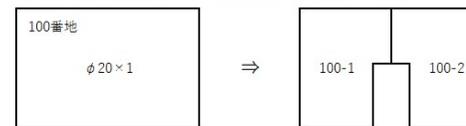
190,000円に消費税9,500円を加えた199,500円を給水装置工事申込の際に納入

イ. 現在、親メーターφ30に加入し、6戸に給水している。
これを6戸それぞれφ13に加入する場合。

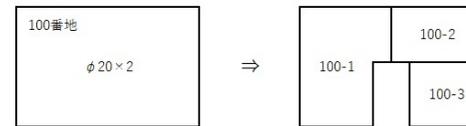
既設親メーター口径 φ30×1 940,000円
 新規引き込み口径 φ13×6 130,000円×6= 780,000円
 △160,000円

160,000円の差額については還付しない

④分譲予定地に加入権があり、それを減径且つ複数加入する場合



改造後の口径 φ13×2 130,000×2= 260,000円
 改造前の口径 φ20×1 250,000×1= 250,000円
 10,000円
 10,000円に消費税1,000円を加えた11,000円を工事申込の際に納入



改造後の口径 φ13×3 130,000×3= 390,000円
 改造前の口径 φ20×2 250,000×2= 500,000円
 △110,000円
 110,000円の差額については還付しない

4. 共同住宅の建替・給水方法の変更の場合

①親メーターだけで受水槽以下個々に加入権利がない場合

ア. 現在、親メーターφ25に加入し、6戸に給水している。
これを6戸それぞれφ13に加入する場合。

新規引き込み口径 φ13×6 130,000円×6= 780,000円
 既設親メーター口径 φ25×1 590,000円
 190,000円

190,000円に消費税19,000円を加えた209,000円を工事申込の際に納入

イ. 現在、親メーターφ30に加入し、6戸に給水している。
これを6戸それぞれφ13に加入する場合。

新規引き込み口径 φ13×6 130,000円×6= 780,000円
 既設親メーター口径 φ30×1 940,000円
 △160,000円

160,000円の差額については還付しない

V-25		V-25	<p>越境を伴う給水管布設の取り扱いについて</p> <p>令和3年3月</p> <p>新規に給水装置を設置する該当地の付近に配水管が布設されていないなどの特殊な状況下において、やむを得ず隣地などの第三者の土地を越境して給水管を布設せざるを得ない場合、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>【布設条件】</p> <p>給水装置の所有者は以下の数字項目の内容を踏まえ、本取扱を別紙誓約書にて誓約すること。また、越境する土地の所有者に本取扱について十分に説明し、承諾を得ること。</p> <p>誓約書と承諾書は、給水装置工事申込時に上里町上下水道事業管理者（以下管理者）に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 越境範囲内で漏水等により修繕する必要がある場合 <p>越境して該当地に引き込まれた給水管が、越境範囲内で漏水等の何らかの修繕が必要になった場合、給水装置の所有者が修繕を行うこと。ただし、原因者が明確に存在する場合はその限りではない。</p> 2. 給水装置の所有権が移転する場合 <p>土地を越境して布設された給水装置の所有権が第三者に移転する場合、修繕責任については新たに所有者となる者に継承するものとする。その際、新たに誓約書を管理者に届出すること。</p> 3. 越境した土地の所有者が変わった場合 <p>越境した土地の所有者が売買・相続等によって変わった場合、本取扱の詳細を給水装置所有者が新たな土地所有者に十分に説明し、改めて承諾を得ること。また、新たな承諾書を管理者に届出すること。</p> 4. 給水装置を移設または撤去する場合 <p>該当地に引き込まれた給水管に対して、工作物の支障、または土地所有者の要望、その他の理由で移設または撤去する必要がある場合、給水装置の所有者が工事を行うものとする。</p> 5. その他 <p>上記の工程を経て布設された給水管に対して、布設後に越境範囲内で何らかの障害や問題が生じた場合、上里町上下水道事業は一切関与しないものとする。</p> 	・新規
------	--	------	--	-----

V-43		V-43	<p style="text-align: right;">誓約書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>上里町上下水道事業管理者 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">給水装置所有者</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>この度、当方が行う工事において、上里町大字 の越境行為にあたり、下記の 内容について誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当方の給水管が越境範囲内で漏水等の何らかの修繕が必要になった場合、当方が責任を以て修繕いたします。 ・当方の給水管が越境範囲内で土地所有者の工作物等に支障をきたす場合、当方が責任を以て移設いたします。 ・越境した土地の所有者が当方の給水管の撤去を望まれる場合、当方が責任を以て移設・撤去いたします。 ・当方の給水装置において越境範囲内で何らかの障害・問題等が生じた場合、上里町上下水道事業に対して改善や補償を求めません。 	・新規
------	--	------	---	-----

項末	<p>給水装置工事施行要領</p> <p>*****</p> <p>平成29年 4月 1日 初版発行</p> <p>平成30年 4月 1日 一部改訂</p> <p>平成31年 4月 1日 一部改訂</p> <p>令和 2年 4月 1日 一部改訂</p> <p>発行 上里町上下水道課</p> <p>編集 水道施設係</p> <p>*****</p>	項末	<p>給水装置工事施行要領</p> <p>*****</p> <p>平成29年 4月 1日 初版発行</p> <p>平成30年 4月 1日 一部改訂</p> <p>平成31年 4月 1日 一部改訂</p> <p>令和 2年 4月 1日 一部改訂</p> <p>令和 3年 4月 1日 一部改訂</p> <p>発行 上里町上下水道課</p> <p>編集 水道施設係</p> <p>*****</p>	
----	--	----	--	--